



「無戸籍」問題を考える ～出生届のことで悩んでいませんか～

○「無戸籍」とは

日本では子どもが生まれた場合、法律に基づいて出生の届出をすることにより、その子の戸籍が作られます。戸籍は、人が、いつ誰の子として生まれ、いつ誰と結婚し、いつ亡くなったかなどの親族的身分関係を登録し、その人が日本人であることを証明する唯一のものです。

出生の届出がされない場合、その子の戸籍がつかられず、「無戸籍」の状態となります。そのため、その子の母や父が誰であるかといった親族的身分関係やその子が日本人であることを証明することができなくなるほか、行政上のサービスを十分に受けられないなど、社会生活上の不利益を被るおそれがあります。

○無戸籍の現状と背景

法務省は、平成26年9月から無戸籍者に関する情報の把握・集約を開始しました。令和元年6月現在において、累計で2,407人の無戸籍者が把握されており、そのうち1,577人、65%の方が無戸籍の状態を解消されています。一方、無戸籍状態が解消されていない方は830人、このほかにも把握されていない潜在的な無戸籍者がいると考えられています。

無戸籍となる原因の多くは、(元)夫との婚姻中または離婚後300日以内に子どもを出産した場合に、その子どもの実父が(元)夫でなかったときに、民法772条の規定により戸籍上(元)夫の子どものと推定されることを避けるためや、(元)夫に子どもの存在を知られたくないなどの理由で出生届が提出されないことがわかっています。また、配偶者から

の暴力(DV)被害といった問題が背景にあることも多く、無戸籍の状態の解消をさらに困難なものにしています。

無戸籍解消のためには裁判手続によらなければならない場合も多く、精神的な不安や弁護士費用等経済的な理由から手続を躊躇するケースもあります。

○まずはご相談ください

出生届を提出することにより、子どもは戸籍に記載されるとともに住民票にも記載される規定になっています。出生の届出ができず、戸籍・住民票が無いことや、学校へ通学できない、健康保険への加入ができない等、社会生活が困難な状況で悩んでいる人はいませんか。

戸籍がない場合でも、一定の要件を満たしていれば、住民票の記載や健康保険への加入など各種行政サービスを受けられる場合があります。

また、法務省及び文部科学省を含む関係省庁においては、無戸籍者が適切な手続きにより戸籍に記載されるための支援や、戸籍や住民票の有無に関わらず就学を受けられる支援等を行っています。

無戸籍者の存在については、行政だけでは確認できない問題です。決してあきらめず、まずは市民課市民係へご相談ください。

問い合わせ

市民課市民係

☎ 22-7734



竹原市交通安全標語決定！

【竹原市長賞】

『渡る人 いる時止まろう 横断歩道』 祐本 剛輝 さん (賀茂川中学校2年)

【竹原警察署長賞】

『よそ見した その一秒が 命とり』 本間 咲希 さん (竹原西小学校6年)

【竹原地区交通安全協会会長賞】

『あぶないよ あおりうんてん やめようね』 谷本 悠陽 さん (忠海小学校3年)



竹原市長賞の作品は、国道432号の東野町交通安全懸垂塔に年間を通じて掲示します。たくさんのご応募ありがとうございました。

問い合わせ 危機管理課 ☎ 22-2283